

養老町第三回定例会会議録

平成二十五年第三回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十五年九月九日第一日）

- | | | | | |
|-------|-------------------------------------|--------|---------|---|
| 日程第一 | 会議録署名議員の指名 | 日程第十二 | 認定第十号 | 別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第二 | 会期の決定 | 日程第十三 | 認定第十一号 | 平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第三 | 諸般の報告 | 日程第十四 | 選任第七号 | 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第四 | 平成二十四年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について | 日程第十五 | 議案第六十号 | 養老町オンデマンドバス運行条例の制定について |
| 日程第五 | 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第十六 | 議案第六十一号 | 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第六 | 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第十七 | 議案第六十二号 | 養老町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第七 | 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第十八 | 議案第六十三号 | 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第八 | 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第十九 | 議案第六十四号 | 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第九 | 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第二十 | 議案第六十五号 | 養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第十 | 平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第二十一 | 同意第三号 | 教育委員会委員の任命同意について |
| 日程第十一 | 認定第九号 | | | |

日程第二十二 議案第六十六号 物件供給契約の締結について

(養老町立小学校パソコン教室
環境整備事業)

日程第二十三 議案第六十七号 平成二十五年養老町一般会計

補正予算

日程第二十四 議案第六十八号 平成二十五年養老町国民健康

保険特別会計補正予算

日程第二十五 議案第六十九号 平成二十五年養老町簡易水道

特別会計補正予算

日程第二十六 議案第七十号 平成二十五年養老町介護保険

事業特別会計補正予算

日程第二十七 議案第七十一号 平成二十五年養老町後期高齢

者医療特別会計補正予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長	田中敏弘
一 番	岩永義仁
二 番	長澤龍夫
三 番	大橋三男
四 番	三田正敏
五 番	吉田太郎
六 番	早崎百合子
七 番	野村永一
八 番	田中敏弘
九 番	松永民夫
十 番	中村辰夫

○欠席議員

十二番	岩瀬進
十三番	水谷久美子
十 番	皆川雅子

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大橋孝
副 町 長	西脇正博
総務部長兼 企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉部 住民人権課長	松永博孝
住民福祉部 健康福祉課長	野村博治
住民福祉部 生活環境課長	高木久之
産業建設部長	柏 渕裕昭
産業建設部 農林振興課長	川地豊己
産業建設部 商工観光課長	加藤敏博
産業建設部 建設課長	伊藤博文

産業建設部	西脇和信
水道課長	
会計管理者兼 会計課長	安藤淳一
教育委員会事務局長兼 生涯学習課長	藤田実芳
教育委員会 教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会 スポーツ振興課長	伊藤公一
消防長	堀田明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	川地洋子
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時二十八分)

○議長(田中敏弘君) おはようございます。

平成二十五年第三回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆さんも御一緒をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。
十番 皆川雅子君より、病気療養中のため欠席の通告がありました。また、執行部においては、野村教育長より欠席の報告を受けております。

それでは、ただいまから平成二十五年第三回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(田中敏弘君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十一番 中村辰夫君、十二番 岩瀬進君を指名いたします。

○議長(田中敏弘君) 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、八月三十日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長(中村辰夫君) 議長の命によりまして、議会運営委員会の報告をいたします。

去る八月三十日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十五年第三回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日九月九日月曜日から二十日金曜日までの十二日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定しました。

議事日程については、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、決算特別委員会の設置及び付託、委員の指名、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会二日目の九月十九日木曜日、議長への質問通告書の提出締め切りは、本日九月九日午前四時まで。また、発言の順序はくじ引きによることに決定しました。

次に、審議する議案につきましては、決算認定についてが十件、条例の制定及び一部改正についてが六件、人事案件についてが一件、契約の締結についてが一件、補正予算についてが五件、以上合計二十三件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十四年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十三、平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案は議会初日に一括上程し、提案説明を受けて総括質疑後、決算特別委員会の設置を議題として、設置の議決後委員を選任し、その議案を付託し、審査を願い、議会最終日に委員長より報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て、採決すること。

次に、日程第十五、養老町オンデマンドバス運行条例の制定についてから、日程第二十、養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで及び日程第二十二、物件供給契約の締結について（養老町立小学校パソコン教室）から、日程第二十七、平成二十五年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算までの十二議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑、討論を経て、採決を

行うこと。

次に、日程第二十一、教育委員会委員の任命同意についての一議案は議会初日に上程後、提案説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決を行うことと決定しました。

なお、審査を付託する決算特別委員会は、九月十一日水曜日及び十二日木曜日の二日間とし、両日とも午前十時より開会されるよう要請すること。以上のように決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

先ほど一般質問の関係で、九月九日までと申しましたが、時間、きょうの午後四時までということに追加させていただきます。

一般質問の関係につきましては、議長への質問通告の提出締め切りは、本日の九月九日午後四時、また、発言の順序はくじ引きによることに決定しましたというふうに報告を訂正させていただきますので、よろしく願います。

○議長（田中敏弘君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。
お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日九月九日から九月二十日までの十二日間にいたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日九月九日から九月二十日までの十二日間と決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

す。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十五年六月及び七月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

さらに、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、公益財団法人養老町スポーツ連盟の経理状況を説明する書類として事業報告書及び財務諸表が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、第三回定例会を開催いたしましたところ、皆様方には何かと御多用のところ御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

暑い夏もやつと終わりました、秋の気配が見えてきたかなあというところでございます。やがて、緑のじゅうたんから黄金のじゅうたんに変わる季節というふうになってまいりました。

その季節といえますのは、やはり台風シーズンでもございます。先日、台風十七号崩れの温帯低気圧によって養老町にも大変な豪雨が降りました。最近、異常気象、異常気象と言いますけれども、何かこれが普通になってきそうな気配でございます。

その中で、先日、警戒本部ということで立ち上げをさせていただきました。少し経過を説明させていただきたいというふうに思っています。

実は、四日三時から一時間の間に、私どものほうの統計では六十二ミリということになっておりますが、ただ十分間雨量が三十

五ミリという、一時間降り続ければ二百ミリを超えるような、瞬間ではございますけれどもそういった雨が降りました。

その中で、十五時三十分には災害警戒本部を設置いたしました。本部会議を開きました。状況の把握等、速やかにするようというところでパトロール、特に山などの土砂災害でございますので、山側のほうの谷のパトロール、それから各区長さん等への連絡、消防団への連絡等を行いました。これは警戒第二体制ということでございます。部課長、それから建設課の半分というようにことで、退避命令を出したところでございます。

それから、一旦小康状態になりましたけれども、なお降り続くという天気予報もございました、十八時に避難準備情報ということでございますが、自主避難ということで、避難場所の設置を養老自治会館、中央公民館、上多度小学校の体育館、日吉自治会館ということと設置をいたしました。実質的には一世帯四人の方々の避難があったわけでございます。

被害といたしましては、床下浸水が二棟、世帯数として三世帯六人ということでございますし、道路の冠水は数カ所ということでございます。特に大巻につきましては、消防団が自主的に出勤してポンプ車で水をくみ上げたという事例もございますし、相川の右岸の川裏の堤防が、幅五十メートルから六十メートルほどにわたってずれが起きました。これは、早急に県のほうに要望しまして、修復のほうをしていただけないかとございます。

いずれにしても、これからは一度雨が降るといふことになれば、四日の日のような強烈な雨が降るといふことで、なお一層これから住民の方々にも周知を図っていく必要があると思っておりますし、また対処のほうについても、行政としてしっかりと訓練等を行っていく必要があるかというふうに思っています。

先日の防災訓練が雨のために流れましたけれども、あの防災訓練の中では、住民の方々の自主的な意思によって避難をしていたり、だくようなメニューも盛り込んでいたわけでございますけれども、この辺のところをもう一度見直していく必要があるかというふうに考えております。

それからもう一つ、先日テレビ、新聞等で報道をされております職員超過勤務時間の一時間の短縮合意という問題でございます。この問題は、二十一年から合意されて続いていたということでございますけれども、私の就任以後、一番最初の職員組合との話し合いの中でも出てきた問題ではございます。言いわけはできませんけれども、その不法な状態が本日まで続いてきているということでございます。

その間、もう一つ、五十時間までという合意もなされておりましたけれども、その問題については本年の三月だったと思えますが、職組との町長要望の中で廃止をさせていただきました。

それともう一つ、合意をしております時短の問題でございますけれども、この件についても早急に検討するというところで、本年職組のほうに言ったわけでございますし、一時間時短についても、新年度になりまして、総務のほうにはこの時短の条例改正とあわせて早急に是正するようにという指示は出しておりますけれども、事実としてはこのまま続いていたということで、違法な状態を続けるわけにはいかないということで、新聞等でも御存じのよう、十月一日からこの問題についてはきちんと法令にのっとってやろうということでございます。

詳細な数字がまだ把握はし切れておりませんし、顧問弁護士からの報告もまだちょっと受けていないという状態でございますので、この問題についての詳細は、九月十七日の全協の中でもう

一度報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

十月一日といいますと、早々時間がないわけでございますけれども、職員の意識の改革も必要でございますし、管理職側の管理のあり方というものも十分な検討をする時間もないわけでございますが、十月一日から廃止をさせていただくということでございます。どうかよろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

もう一つは、九月十七日の日でございますけれども、いよいよ東海環状自動車道のジャンクションから養老インターチェンジへの工事が始まっているわけでございますが、参議院選挙等もございまして、着工式が少し延びておりましたけれども、皆さん方にも御案内をさせていただきましたけれども、着工式を行いたいというふうに思っております。お忙しいかとは存じますが、よろしく御参加をお願い申し上げます。

昨日、二〇二〇年の東京オリンピックが東京ということが決まりました。二〇二〇年といいますと、先ほど申しました東海環状自動車道の全線開通の目標年次でもございます。楽しい話題といえますか、そういったものとともに、これが忘れられてきた二十数年の日本の景気に明るい兆しをもたらして、また養老町においても、二〇一七年には養老改元千三百年、それから二〇二〇年東京オリンピックというように、我がまちにも活性化の大きな助けになるのではなからうかというふうに考えております。

近年、スポーツ少年団、それから若い方たちの全国大会への出場者数が非常に多くなってまいりましたし、また優勝する、準優勝するというようなことも、明るい話題もあるわけでございます。なお一層、青少年の育成に寄与すればというふうに思っています。

プレゼンテーションをしました。パラリンピック出場の佐藤真海さんがスポーツの力ということを強調されておりましたけれども、このオリンピックを契機に日本の震災からの復興等が加速するようになればいいかなあとというふうに思いますし、我がまちにおいても、もう一度、中島志保さんに続くオリンピック選手があらわれることを期待したいなというふうに思っております。

本日は、二十三件の付議議案を御審議いただくわけでございます。特に、二十四年度の決算ということでございます。大変日程も込んでおりますけれども、よろしく御審議をいただきたいと思っております。挨拶を終わらせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第四、認定第二号 平成二十四年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第十三、認定第十一号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） それでは、ただいま上程をいただきました日程第四の認定第二号 平成二十四年度養老町一般会計歳入歳出決算認定から日程第十三の認定第十一号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで一括上程をいただきましたので、順次説明をさせていただきます。

初めに、認定第二号 平成二十四年度養老町一般会計歳入歳出

決算認定についての決算書の内容について御説明を申し上げます。

この一般会計につきましては、歳入が百四億七千二十万七千五百八十四円でございます。調定額のうち不納欠損という形で四百九十六万五千四百三十五円の不納欠損処分をいたしました。この内訳は、町税が四千六百六十五万八千四百三十五円、児童福祉費負担金で三十万七千円でございます。また、収入未済額につきましては、町税、負担金、使用料、財産収入のうちで四億九千二百四十九万二千三百七十八円でございます。そのうち町税が四億六千三百六十八万四千四百円、この額につきましては、いまだに経済環境は厳しい状況にあります。財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収体制の強化に努めていかなければならないと考えております。こういう形で、先ほど申し上げましたように、収入済額が百四億七千二十万七千五百八十四円でございます。

次に、歳出でございますが、全体の支出額につきましては九十六億四千六百八十一万三千六百三十五円でございます。翌年度への繰越事業の金額、いわゆる繰越明許費でございますが、二億五千七百四十四万五千円で、社会資本整備総合交付金事業が千二百二十五万三千円、中学校校舎等施設整備事業が二億四千五百九十九万二千円の総額二億五千七百四十四万五千円を平成二十五年度へ繰り越すという手続をしました。

なお、実質収支に関する調査では、千円単位で処理を行っておりますが、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源ということで、繰越明許費繰越額が千二百三十九万四千円となっております。これは一般財源の繰越額であり、差し引き二億四千五百五十一千円は未収入特定財源として繰り越しており、国庫補助金が八千二百五十五万一千円、地方債が一億六千二百五十万円でございます。

以上、歳入が百四億七千二十万七千五百八十四円、歳出が九十

六億四千六百八十一万三千六百三十五円ということで、差引額は八億二千三百三十九万三千九百四十九円でございます。実質収支額は一般財源の繰越額を差し引いた八億一千九十九万九千九百四十九円となります。

十二ページからは事項別明細書でございますので、お目通しをいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。次に、九十六ページをごらんください。

認定第三号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

歳入の合計が三十六億四千七百七十七万三千七百八十六円で、国民健康保険税につきましては七億四千七百七十九万六千四百二十八円となりました。それから不納欠損でございますが、二千九百五十六万二千三百三十四円となり、こういったものができるだけ少しでも少なくなるようにという形で進めてまいりたいと思っております。

また、収入未済額でございますが、これにつきましては三億六千六百三十四万九千九百三十円でございます。

歳入の合計が三十六億四千七百七十七万三千七百八十六円に対しまして、歳出合計が三十四億三千七百六万四千四百七十二円というところでございます。差し引きいたしますと二億四百七十九万九千三百十四円、これが歳入歳出差引額となります。

以上が国民健康保険特別会計の決算の説明でございます。次に百二十三ページをごらんいただきたいと思っております。

認定第四号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

簡易水道の歳入合計は千六百八十七万一千九百一十一円、歳出は千三百一十一万四千三百二十五円、差し引きいたしますと三百七十

五万七千五百八十六円の残となります。

次に、百三十四ページをごらんいただきたいと思っております。

認定第五号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入合計といたしましては、一億八千九百九十九万九千九百九十円で食肉事業施設整備等基金も繰り入れ、そして歳出のほうでは、支出が一億六千九百三十三万八千九百八十四円ということで、非常に厳しい決算となり、差し引きが千九百九十七万四千六百六円でございます。

次に百四十七ページでございます。

認定第六号 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

まず、歳入の関係でございますが、合計が七千五百三千六百十三円、収入未済額といたしましては一億四百九十九万五千六百六十円で、昭和五十三年から平成二十四年度までの分でございます。そして、歳出合計が二千三百四十一万七千八百四円となり、差し引き四千六百七十三万五千八百九円でございます。

次に、百五十六ページでございます。

認定第七号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

この中で、歳入は三億三千二百七十六万二千八百八十二円、不納欠損五十五万七千六百一十一円、また、収入未済額として千九百三十四万五千三百三十二円でございます。

歳出につきましては、支出済みの合計が三億九千九百八十四万五千九百九十二円ということで、差し引きいたしますと、千二百九十一万九千七百三十円でございます。

下水道事業につきましては、整備計画に基づき下水管の布設を

積極的に推進しており、平成二十四年度におきましては、下水道長寿命化計画を策定したところであり、施設及び機械・電気設備の適正な更新を行い、経常経費の削減を図ってまいります。

次に、百六十九ページでございます。

認定第八号 平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

収入済みといたしまして、二千八百八十八万七千六百八十八円でございます。不納欠損額が十万七千九百十六円、収入未済額が百二十一万六千五百八十円ということでございます。

歳出につきましては、支出済額が二千七百八十一万八千八百四十七円でございます。これにつきましては、ほぼ管理費と起債の償還の分という形でございます。歳入歳出差引額が三十六万八千三百二十一円でございます。

次に、百七十八ページ、認定第九号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案説明を申し上げます。

収入済額の合計につきましては、二十二億五千五百五十九万九千六百四十九円でございます。不納欠損が五百九十九万五千二百七十七円、収入未済額が千二百三十一万四千五百五十七円となりました。介護保険制度についてはみんなで支え合っていくことを理解していただき、保険料の納付についても努力してまいりたいと思っております。

次に、歳出でございます。

歳出につきましては、二十億七千四百九十五万七千四百二十二円支出をいたしました。歳入歳出を差し引きいたしますと、一億七千六百六十万二千二百三十七円の繰り越しとなりました。

次に、二百一ページでございます。

認定第十号 平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

この介護サービス事業につきましては、収入済額といたしまして千九百九十九万二千七百六十六円でございます。

歳出につきましては、支出済みが千一百四十四万四千六百四十二円ということで、歳入歳出差引額百七十八万八千六百四十二円となりました。

次に、二百十ページでございます。

認定第十一号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

収入済額につきましては、二億七千四百二十八万九千五百五十五円でございます。この医療につきましては、後期高齢者医療保険料という形で徴収をいたしまして、歳出のほうで広域連合のほうに納付するという仕組みで行っているわけでございます。

制度が始まって五年目の決算でございます。歳入のほうでの不納欠損が五十五万二千五百円、収入未済額が百八十七万七千九百円でございます。支出済額が二億六千五百二十九万六千五百九十九円、差し引きいたしました、八百九十九万二千六百六十六円の繰り越しでございます。

以上で、一括上程されました認定第二号から認定第十一号までの決算の認定に対する説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより、総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷君。

○十三番（水谷久美子君） まず、先ほど挨拶の中にもございましたが、時間外手当の件について質疑をさせていただきたいと思っております。

平成二十四年度の時間外手当は、一般特別会計区分では、決算額七千二百七十三万六千九百八十二円のうち一般会計においては六千四百五十二万四千三百六円となり、当初予算額に対し四百二万四千三百六円増となりました。まず最初に、この数字に間違いはありませんか。

しかし、九月七日、八日に新聞が報じた残業一時間減の申告は、労働基準法や町条例に抵触した数字です。私どもは何より労基法や町条例を遵守する立場から、職員の規律や意識改革とは切り離し対応すべきと考えます。

そこで、次の点で町長に伺います。

二〇〇九年の前町長と職組の合意で残業一時間カットが行われてきたとのことです。先ほど挨拶の中で、一回目の町長が就任された職組との話し合いの中でこのことをお知りになったということですが、それはいつだったのか、お答えいただきたいと思いません。

二点目は、タイムカードの保管の期限ですね。少なくとも上位重要書類との位置づけの中から三年間の保存をすべきだと私は承知しているんですが、現在、二〇〇九年から二〇一二年のタイムカードの保管はどうなっているのでしょうか。

三点目は、特に国政選挙や災害時には、午前十時から午後五時までの公務に対し、深夜手当を加算し支払わなければなりません

が、適正に処理されているのでしょうか。

最後になります。本来なら各課の時間外手当の決裁は、総務課が掌握し会計課に回すべきであると思いますが、これまでどう処理されていたのか、お願ひしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問のうち一番の、私の就任以後いつかということですが、ちよつと詳しい日付は定かではありません。翌年、平成二十三年の二月であったのか、一月であったのか、その点はちよつとわかりませんが、記録を調べればわかるかもしれませんが、ちよつと私今即答はできません。

それから、三番目の深夜手当、当然その分割り増しがつくわけでございますが、その点についても一律で支払いをしていたという状況でございます。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

タイムカードでございますが、法に従いましてきちんと保存をいたしております。

それから、時間外の決裁区分でございますけれども、現在は各課長が決裁をしているということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 法に従ってタイムカードの件ですが、処理をしているということをおっしゃいましたけれども、当然二〇〇九年から二〇一二年までの保管は万全だということですね。そういうふうになりますと、十分にそれを根拠にして正規の残

業を支払うということができませんので、私はやはりタイムカードに基づく未払い分はしっかりと対応すべきというふうに考えております。

それから、いろいろと今回の問題ですが、町としても改革をしていかなければいけないということで、本来ならこういう人事や賃金の関係は総務課の大事な仕事なわけですので、その辺の検討も、期限がこういう報道が先に出たこともありですが、当然そういうことも考えておられると思いますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、今回の二十四年度一般会計においてですけれども、養老町の区連の区長連絡協議会が、全地区共同提案三十三項目、地区共同提案二十四項目、地区提案四十一項目ということで町に提出をされています。事業施策に関する要望事項ということですけれども、予算執行においては、その要望に対する執行率はどれだけと議会は考えてよろしいか。

最後ですけれども、平成二十四年から納税者への利便性から、環境整備として、非常に町としては慎重でしたけれども、コンビニ納付が新規で二十四年度実現したわけですが、その評価について、実績についてどういふふうな見解をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 区長要望の執行率ということでございますけれども、きちつとした仕訳の根拠を持っているわけではございません。ちよつと一度調べてみたいと思いますが、各道路等の要望につきましても、建設課でいつも言いますけれども、二割程度ほどの要望しかできないということですが、最近、区長さんのほうで精査をしてきていただいておりますので、その数字に関し

てはちよつと、きちつと調べ直してみないと今お答えすることができないと思います。ちよつと、調べてみたいというふうに思います。

それから、コンビニ納付の実績については、ちよつと課長のほうから御報告を申し上げます。

○議長（田中敏弘君） 渡辺税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） ただいま御質問がございました。コンビニ収納の効果はということでございます。

これは、平成二十四年の五月から実施ということで、税金をもつと便利に納付していただく、そして休日、夜間を問わず二十四時間いつでも利用できるということでコンビニ収納を実施し、納税機会の充実というものを図らせていただいたところでございます。

二十四年度の取り扱い金額といたしましては、町県民税につきましては九千四百九十二万九千円、固定資産税につきましては七千三百六十三万六千円、軽自動車につきましては一千八百四十三万一千円、国民健康保険税といたしましては五千五百八十一万九千円ということで、取り扱い金額といたしましては二億四千二百八十一万五千円ということになりました。

また、二十四年度の取り扱い件数ということでございますが、それぞれの収納件数に対する割合といたしましては、御参考まででございますが、町県民税につきましては一五・八％、固定資産税につきましては五・〇％、軽自動車におきましては二四・三％、国民健康保険税につきましては八・四％ということで、軽自動車非常に多かったということでございます。私のほうからは以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 水谷議員、ちよつともう一度お願いします。

○十三番（水谷久美子君） 総務課長が先ほどの一回目の答弁で、

法的にきちっと管理しているということをおっしゃってくださいました。であれば、二〇〇九年から一割カットということの残業未払いの分ですが、個々の職員のタイムカードは二〇〇九年、二〇一〇年、二〇一一年、二〇一二年分はしっかりと保管してあるというふうなことでよろしいかというのが答弁が欲しい件です。それから、今の答弁の中では、各課の課長が超勤の残業代を会計課に決算に回すというふうですが、総務課で一括すべきかどうかというふうな指摘をしたわけですが、その回答をいただきたいです。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） まずタイムカードにつきまして

は、完全に残しておりますので、そちらのほうは確認はできます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 現在、各課で決裁しております超勤の管理

でございますけれども、この点は総務課というお話でございますが、実は、これから一時間の短縮合意というものを撤廃する上において、どういうような形で管理職にしても総合的に管理する、総務課なら総務課ということになると思えますけれども、そういった方法について、早急にただいま詰めておるところでございますので、はつきりしましたらまた御報告をさせていただきますというふうな思っております。

といいますのは、やはり職員への教育も必要でございますし、管理職へのきちんとした管理体制の教育というものも必要になってきますので、十月一日からは廃止をさせていただきますが、さまざまな手続的な問題もございまして、それを今総務のほうに指示をしているところでございますので、その点については、また

詳細がまとまった時点で報告をさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よつて、日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することにいたしましたか。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よつて、決算特別委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十四、選任第七号 決算特別

委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、養老町議会委員会条例第七条第三項の規定により、次の議員

を指名いたしたいと思えます。

十三番 水谷久美子君、十一番 中村辰夫君、九番 松永民夫君、七番 野村永一君、六番 早崎百合子君、五番 吉田太郎君、四番 三田正敏君、三番 大橋三男君、二番 長澤龍夫君、一番 岩永義仁君。以上の十人を選任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの十人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は後でお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は、四階北委員会室にてお願いいたします。

傍聴者の皆様は、四階大会議室にてお茶の用意をいたしておりますので御利用ください。

（午前十時 二十分 休憩）

（午前十時四十四分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開します。

皆さんに申し上げますが、上着の着用について、不調を来してもいけませんので、ちよつと自信のない方、上着を脱いでいただいで結構ですので、申し上げておきます。

休憩中に決算特別委員会が開催されました。その結果について決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 水谷久美子君。

○決算特別委員長（水谷久美子君） 決算特別委員会を報告させていただきます。

ただいまの休憩中に、全委員出席のもとに決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。協議の結果、委員長には、私不肖、水谷久美子が指名推選により、副委員長には中村辰夫委員が指名推選により選任されました。

もとより微力で浅学な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成二十四年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行いたいと思えます。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が適正に、そして効率的に執行されたかなどを審査してまいりたいと存じます。以上、決算特別委員会の報告いたします。

○議長（田中敏弘君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

次に、日程第十五、議案第六十号から日程第二十、議案第六十五号までの六議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けま

す。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第十五、議案第六十号 養老町オンデマンドバス運行条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十号 養老町オンデマンドバス運行条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案第六十号 養老町オンデマンドバス運行条例の制定について。

養老町オンデマンドバス運行条例を別紙のように定めるものと

する。平成二十五年九月九日提出。

制定の趣旨及び要旨でございます。

平成三年度より運行してまいりました公共施設巡回バス、通常ゲンちゃん号にかわる新しい交通システムであるオンデマンドバスについて、平成二十四年十一月十五日より無料による試行運転を行ってまいりました。

約九カ月の試行運転の中で、利用者の動向等のデータが把握でき、またアンケート調査によって意見も集約することができました。これを受けて、一部町外へのバス停設置を含めたバス停再編を行うとともに、有料化とし、本運行へ移行するために運行の内容を示した本条例を制定するものであります。

それでは、本条例の内容について、条を追って御説明を申し上げます。

まず、第一条におきましては、この条例の内容を要約するとともにその目的を規定したもので、町民の交通手段を確保することにより、公共の福祉の増進に資するため運行するものと定めております。

次に、第二条においては、オンデマンドバスの定義を示したものであり、オンデマンドバスは、町が道路運送法第七十八条第二号の規定に基づく国道交通大臣の登録を受けて、自家用有償旅客運送を行うというものを定めてあります。

第三条では、運行区域を道路運送法第七十九条の規定により登録を受けた区域と定めております。

第四条では、運行日、運行時間について示してあり、運行日については、養老町の休日を定める条例に規定する休日を除き、毎日運行するものとしております。ただし、天災等やむを得ない理由により運行上支障があると認められるときは、運行を休止する

ものとしております。運行時間については、午前八時三十分から午後五時までとし、町長が特に必要があると認めるときは、この規定にかかわらず運行できるものとしております。

第五条では、運行業務の一部を委託することができることを定めております。

第六条では、利用方法について示してあり、利用を希望する者は事前に利用者登録を受けなければならないこと、及び登録を受けた者がオンデマンドバスを利用するときは、事前に予約が必要であることを定めてあります。

第七条では、使用料について示してあり、一乗車につき二百円、定期乗車券——通常バスポートと呼びますけれども——による乗車の場合は一カ月当たり三千円とすることが定めてあります。

第八条では、特別な理由があるときは使用料を減額し、また免除することができることを定めてあります。

第九条では、利用者の制限について定めてあり、公序良俗に反する行為が見られた場合、運行管理上必要な指示に反する行為があった場合は、乗車を拒否し、また降車させることができることが定められています。また、これにより生じる損害及び第四条にある天災等やむを得ない理由により、運行上支障があると認められるときの運行休止により生じる損害について、その責めを負わないことが定められています。さらには、別に定める事項に該当するものについて利用を制限することが定められています。

最後に、第十条では、本条例の施行に関し、必要な事項は規定で定めることが定めてあります。

なお、この条例は、平成二十五年十一月一日から施行するものであります。

以上で、議案第六十号 養老町オンデマンドバス運行条例の制

定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十六、議案第六十一号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十一号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案第六十一号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとす。平成二十五年九月九日提出。

改正の趣旨でございます。

最近の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から、地方税法の一部を改正する法律が平成二十五年三月三十日に公布され、延滞金等の割合の見直しが行われました。

それに伴い、地方税法の規定による税の延滞金の額との均衡を失しないように阻止するため、延滞金の利率を定めている各条例の一部を改正するものであります。

この関係条例及び関係条項といたしまして、全部で五つございます。一つは、町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例、附則第二項、二番目が養老町後期高齢者医療に関する条例、附則第三条、三番目が養老町介護保険条例、附則第六条、四番目が養老町下水道条例、附則第二条、五番目が養老町下水道事業受益者負担に関する条例、附則第二条でございます。

ます。

要旨でございますが、養老町下水道事業受益者負担に関する条例以外の各条例については、延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年七・三％に満たない場合において、本則で規定している年一四・六％の割合は、特例基準割合に年七・三％を加算した割合とし、本則で規定している年七・三％の割合は、当該特例基準割合に年一％を加算した割合に改正するものでございます。

また、養老町下水道事業受益者負担に関する条例については、下水道事業受益者負担金の延滞金は、都市計画法第七十五条第四項に延滞金の上限が一四・五％と定められておりますので、他の条例で定められています一四・六％の割合は一四・五％と、七・三％の割合は七・二五％として改正しております。

なお、特例基準割合とは、当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合、つまり各年の前々年の十月から前年の九月までにおける国内銀行の新規の短期貸し出し約定平均金利の平均になります、これに年一％の割合を加算した割合といたします。

この条例は、平成二十六年一月一日から施行するものであります。ただし、施行日前の利率については、従前の例によることとします。

以上で、議案第六十一号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十七、議案第六十二号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十二号

養老町税条例の一部を改正する条例について提案説明をさせていただきます。

議案第六十二号 養老町税条例の一部を改正する条例について、養老町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年九月九日提出。

改正の趣旨でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成二十五年三月三十日に公布され、同法による改正のうち地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十三号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第六十六号）が平成二十五年六月十二日にそれぞれ公布されたことに伴い、養老町税条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容については次のとおりでございます。

七点ほどございます。

まず第一点目、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、第三十二条の五の二関係でございます。及び年金所得に係る仮特別徴収税額等、第三十二条の五の五関係についてでございます。

納税義務者が町の区域外に転出した場合も特別徴収を継続する法令改正にあわせ、特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直しを行うものでございます。

また、年間の徴収税額の平準化を図るため、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法を見直し、前年度の特別徴収税額、年税額の二分の一とするものでございます。

次に、二番目としまして、寄附金税額控除における特別控除額

の特例、附則第四条の四関係につきましては、後ほど御説明させていただきます。附則第十六条の二、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例が新設されたことにあわせて、引用条項を追加するものでございます。

以下、金融所得課税の一体化に向け、金融商品に係る損益通算範囲の拡大、また公社債等に対する課税方式の変更によるものでございます。

三番目に、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、附則第十三条の三関係につきまして、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

四点目が、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第十六条関係につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

五点目に、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第十六条の二関係につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新たに規定されたことに伴い新設するものでございます。

六点目、法改正により規定を削除するものについては、旧附則第十六条の二、旧附則第十六条の三、旧附則第十六条の四、旧附則第十六条の五、旧附則第十六条の六、旧附則第十八条、旧附則第十八条の三及び旧附則第十八条の五でございます。

次に、七点目でございます。法改正により規定を繰り上げするものについては、旧附則第十八条の二を附則第十八条に、旧附則第十八条の四を附則第十八条の二とし、引用する条文を整理する

ものでございます。

この条例は、平成二十八年一月一日から施行するものでございます。ただし、第三十二条の五の二第一項及び第三十二条の五の五第一項の改正規定については、平成二十八年十月一日、附則第四條の四第一項、十三條の三及び第十六條から十八條の五までの改正規定については、平成二十九年一月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第六十二号 養老町税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十八、議案第六十三号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十三号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十三号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年九月九日提出。

改正の趣旨でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成二十五年三月三十日に公布されたことにより、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十三号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十

五年総務省令第六十六号）が平成二十五年六月十二日にそれぞれ公布されたことに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容については次のとおりでございます。

一つ目が、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、附則第三項でございます。上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。二番目でございます。一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、附則第六項でございます。株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

三点目、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、附則第七項でございます。上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を新設するものでございます。

四点目でございます。条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について、附則第十一項でございます。条約適用配当等に係る配当所得等の分離課税について、利子所得と雑所得が追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

この法律は、施行期日は、平成二十九年一月一日でございます。以上で、議案第六十三号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十九、議案第六十四号 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十四号

養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十四号 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年九月九日提出。

改正の趣旨でございます。

平成二十五年十月より水道システムの変更に伴い、養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、改正の内容については次のとおりでございます。

月の中途における使用料徴収の特例について、上水道事業給水条例及び下水道条例の料金の算定の規定と同じく、使用日数が十五日を超えないときは○・五カ月分に、十五日を超えるときは一カ月分にするものがございます。

この条例は、平成二十五年十一月一日から施行するものであります。

以上で、議案第六十四号 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十、議案第六十五号 養老

町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十五号

養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十五号 養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年九月九日提出。

改正の趣旨でございます。

平成二十五年十月より水道システムの変更に伴い、養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、改正の主な内容については次のとおりでございます。

一つ目が、使用料の徴収について、現在の隔月を上水道事業給水条例及び下水道条例の料金の徴収方法の規定と同じく、毎月に変更するものがございます。

二点目が、月の中途における使用料徴収の特例について、上水道事業給水条例及び下水道条例の料金の算定の規定と同じく、使用日数が十五日を超えないときは○・五カ月分に、十五日を超えるときは一カ月分にするものであります。

この条例は、平成二十五年十一月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第六十五号 養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十一、同意第三号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案件は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第三号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

同意第三号 教育委員会委員の任命同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四条第一項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命したいので同意を求めるとする。平成二十五年九月九日提出。

町の教育委員会委員の川瀬照美氏の任期が平成二十五年十月七日をもって満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により同意を求めるとでございます。

任期は、平成二十五年十月八日から平成二十九年十月七日となります。

改めて、川瀬氏の住所でございますが、岐阜県養老郡養老町飯積一三三番地、川瀬照美氏でございます。

以上で、同意第三号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。よろしく同意をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第二十二、議案第六十六号から日程第二十七、議案第七十一号までの六議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第二十二、議案第六十六号

物件供給契約の締結について（養老町立小学校パソコン教室環境整備事業）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十六号

物件供給契約の締結について（養老町立小学校パソコン教室環境整備事業）の説明をさせていただきます。

議案第六十六号 物件供給契約の締結について（養老町立小学校パソコン教室環境整備事業）。

町は、物件の供給契約を次の条項により締結するものとする。平成二十五年九月九日提出。

平成十八年に更新しました小学校パソコン教室の機器は、起動及び操作に時間がかかり、授業に支障を来しております。

また、サーバーの容量が小さく、データ保存ができない状態の

ため、機器の更新を行うものであります。

さらに、授業支援ソフトの導入により、パソコン教室での授業を円滑に行うことができると考えられます。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございます。

物件名が、養老町立小学校パソコン教室環境整備事業、契約の方法は指名競争入札、全八社により行いました。

大垣市の中央電子光学株式会社大垣支店、岐阜市の株式会社エフワン、大垣市の株式会社デリカサイトスイテックデバイス、岐阜市のトーテックアメニティ株式会社岐阜営業所、岐阜市の中部事務機株式会社、岐阜市の株式会社インフォアーム、大垣市のタック株式会社、大垣市の河合商事株式会社の、以上八社による指名競争入札を行いました。

契約金額は、落札額二千六十万円、契約金額は、消費税を込んで二千二百六十八万円でございます。

入札社が、中央電子光学株式会社大垣支店が落札をいたしました。住所が、岐阜県大垣市加賀野四丁目の一〇、中央電子光学株式会社大垣支店、支店長 伊藤直樹、納入期限が平成二十六年一月三十一日、納入場所は、養老町役場及び各小学校七校でございます。

物件の概要でございますが、サーバー機が二台、パソコン百三十七台、授業支援ソフト百三十七本、プリンター七台、以上でございます。

以上で、議案第六十六号 物件供給契約の締結について（養老町立小学校パソコン教室環境整備事業）の提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十三、議案第六十七号 平成二十五年養老町一般会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十七号 平成二十五年養老町一般会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十七号 平成二十五年養老町一般会計補正予算（第二号）。

平成二十五年養老町一般会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千九百七十七万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十八億三千八百四十三万二千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十五年九月九日提出。

今回の補正予算につきましては、新規事業として実施する保育士人材確保事業やオンデマンドバス有料化に伴うものなどが主なものでございまして、歳入歳出の総額にそれぞれ千九百七十七万五千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ九十八億三千八百四十三万二千円とするものでございます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず、九ページの総務費の総務管理費、目、一般管理費では、コンプライアンス公務員倫理をテーマとした職員研修を実施する

ための経費として十八万四千円を計上し、同じく総務管理費の目、会計管理費では、現金の取り扱い高が多い福祉センター、中央公民館、食肉事業センター、総合体育館、保健センターにネットワークレジスターを設置し、本庁の会計課で管理できるようにするための経費として、機器及び管理ソフトのリース料十六万円、需用費十四万三千円を計上し、同じく総務管理費の目、地域振興費では、オンデマンドバスの有料化に伴う使用料をオンデマンドバス運行事業費に充当するため財源更正をいたしました。

また、総務費の統計調査費、目、農林業センサス費では、二〇一五年に調査実施が予定されております農林業センサスの準備に係る経費として、一万一千円を新たに計上いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、目、社会福祉総務費では、新規事業として実施する保育士人材確保等事業を実施するための県補助金八百六十二万一千円のうち九十七万円を人件費に充当するため財源更正を行い、十ページの福祉医療費では、平成二十四年度分の福祉医療事務事業県補助金の精算に伴う返還金四百四十九万七千円を計上し、同じく社会福祉費の目、後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計、保健事業費負担金の精算に伴い繰出金十九万円を計上いたしました。

また、児童福祉費、目、児童福祉総務費では、新規事業として保育士等処遇改善臨時特例事業を実施するため需用費八万円、市立保育園に対する補助金七百五十七万一千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、衛生費の保健衛生費、目、保健衛生総務費では、母子保健事業に妊婦健康診査臨時特例交付金を充当するため財源更正を行い、同じく目、斎苑費では、嘱託職員の解任に伴い本年四月から臨時職員を一名雇用したため、賃金百六十六万六千円を増額す

るとともに、清華苑の受け付け、使用料の納付を本庁で行うことにするため、電算システムを導入する経費として需用費七千円、委託料十七万七千円を計上いたしました。

また、十一ページの清掃費、目、塵芥処理費では、地球温暖化防止環境保全事業に対してふるさと納税寄附金がございましたので、寄附の趣旨であります環境保全パトロール事業に寄附金を充当しましたので、財源更正を行うものでございます。

次に、農林水産業費の林業費、目、林業振興費では、近年増加しているニホンジカの個体数調整を目的とした捕獲事業、野生生物保護管理事業を実施するための経費として四十万二千円を計上し、また上方地区の鳥獣害防護策の施行延長に伴い、三十六万三千円を増額いたしました。

次に、商工費の商工費、目、商工業振興費では、消費者行政活性化事業について、県補助金の増額に伴い啓発グッズ及び関係備品を購入する経費として五十七万八千円を増額し、十二ページの目、観光費では、キャンプセンター用の耐火金庫を購入する経費として十一万一千円を計上いたしました。

次に、教育費の小学校費、目、教育振興費では、理科教育振興事業について国庫補助の採択を受けましたので、笠郷小学校及び養北小学校の理科教育用の備品を購入する経費として百三十万円を計上いたしました。

次に、社会教育費、目、社会教育総務費では、田中道磨翁顕彰碑の看板が経年劣化による損傷が著しく、また源氏橋、鎧掛の榎、蘆塚、田中道磨翁顕彰碑の説明が書いてありますが、読みにくくなっておりますので書きかえを行い、新たに設置するための費用として四十二万円を計上いたしました。

また、文化財保護事業の補助金について、二十一万五千円を増

額いたしました。これは、室原の東向かい山の車輪のひび割れが著しく、祭りのときに町内を練り歩くと車輪が壊れてしまうおそれがあるため、一時的な補強を行うための費用の四分の一の十九万八千円を補助するものでございます。

また、日吉地区の仁位、八幡神社にあります町指定天然記念物のタブノキについて、中程度の枯れ枝がありますので、枝ばりした一面に樹勢回復剤（バイオビリオン）の散布や土壌の改善、地際開口部の外科手術法により、樹皮の巻き込みを促進させるなどの保護事業を実施する費用の三分の一の十万九千円を補助するものでございます。

二つの事業の補助金の合計額が三十万七千円となり、既決予算の残額九万二千円との差額二十一万五千円を増額するものでございます。

同じく社会教育費、目、公民館費では、日吉公民館二階集会室等の空調機の室外機のプリント基板が不良のため、室外機が稼働しなくなり、冷暖房の使用ができなくなっております。

また、室外機のプリント基板が供給不可能——製造中止ということですね——のため修理ができない状況となっておりますので、空調設備改修工事を行うため百七十万円を計上いたしました。

次に、六ページの歳入について、御説明を申し上げます。

まず、使用料及び手数料の使用料、目、総務使用料では、オンデマンドバスの有料化に伴う使用料百二十六万三千円を計上いたしました。

次に、国庫支出金の国庫補助金、目、教育費国庫補助金では、笠郷小学校及び養北小学校二校分の理科教育振興事業の補助金として六十五万円を新たに計上いたしました。

次に、県支出金の県補助金、目、民生費県補助金では、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金八百六十二万一千円を新たに計上し、目、衛生費県補助金では、妊婦健康診査公費負担交付金の精算分として六十八万五千円を計上し、目、農林水産業費県補助金では、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を三十六万三千円増額し、新たに野生生物保護管理事業補助金四十万一千円を計上し、目、商工費県補助金では、消費者行政活性化事業補助金を六十三万八千円増額いたしました。

また、七ページの委託金、目、総務費委託金では、統計調査委託金として農林業センサス委託金三千円を新たに計上いたしました。

次に、寄附金では、七月にふるさと納税寄附金として御寄附をいただいた十三万一千円を計上いたしました。

また、繰入金の特例会計繰入金、目、後期高齢者医療特別会計繰入金では、平成二十四年度事務費繰入精算分の二百四十四万五千円を計上いたしました。

次に、八ページの諸収入の雑入、目、雑入では、平成二十四年度後期高齢者医療給付費負担金精算分の千三百八十七万円を計上し、財源調整として財政調整基金繰入金を一千万円減額し、繰越金七十五万五千円を増額するものであります。

以上で、議案第六十七号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算（第二号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十四、議案第六十八号 平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十八号

平成二十五年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十八号 平成二十五年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）。

平成二十五年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千五百三十三万九千九百九十円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十六億二千五百三十三万九千九百九十円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十五年九月九日提出。

最初に七ページの歳出を説明させていただきます。

後期高齢者関係事務費拠出金として前期高齢者関係事務費拠出金単価の改正により、それぞれ五千円を増額し、前期高齢者納付金においては、保険者負担調整対象額の改正により十七万八千円を増額するものとございます。

次に、償還金につきましては、平成二十四年度退職者医療療養給付費交付金の精算により、社会保険診療報酬支払基金への返還金二千五百十五万一千円を増額するものとございます。

次に、六ページの歳入の説明をさせていただきます。

前期高齢者納付金の算出基準の改正により、国庫負担金療養給付費負担金五万三千元、国庫補助金、財政調整交付金一万五千元、県支出金、財政調整交付金一万五千元を増額し、繰越金で不足す

る財源二千五百二十五万六千円を充てるものとございます。

以上で、議案第六十八号 平成二十五年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十五、議案第六十九号 平成二十五年養老町簡易水道特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十九号

平成二十五年養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十九号 平成二十五年養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）。

平成二十五年養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二千五百万円とする。

二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十五年九月九日提出。

今回の補正予算につきましては、西部簡易水道の配水管等の漏水調査に基づき、布設がえ修繕工事を行うため工事請負費一千万円を増額し、財源として西部簡易水道施設整備基金の一部を取り

崩し、基金繰入金として一千万円を計上するものでございます。

以上で、議案第六十九号 平成二十五年養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十六、議案第七十号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十号

平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第七十号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）。

平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千九十二万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億二千二百九十二万三千円とする。

二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十五年九月九日提出。

最初に、七ページの歳出につきましては、償還金として平成二十四年度分国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の精算に伴う返還金千九十二万三千円を補正増するものでございます。

次に、六ページの歳入につきましては、繰越金千九十二万三千

円を充てるものでございます。

以上で、議案第七十号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十七、議案第七十一号 平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十一号

平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第七十一号 平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）。

平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百四十四万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億九千六百四十四万一千円とする。

二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十五年九月九日提出。

まず、七ページの歳出の説明をさせていただきます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、負担金補助及び交付金といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金のうち普通徴収で、出納整理期間中に徴収した保険料は、過年度分とし

て翌年度に納付するという規定に基づき、平成二十四年度出納整理期間保険料徴収分六百五十万六千円を補正増するものでございます。

また、償還金につきましては、平成二十四年度分保険事業費負担金精算額十九万円を補正増するものでございます。

さらに、他会計繰出金につきましては、平成二十四年度後期高齢者医療特別会計事務費繰入金の精算額二百四十四万五千円を一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、六ページの歳入につきましては、一般会計繰入金十九万円を増額し、繰越金八百九十五万一千円を充てるものでございます。

以上で、議案第七十一号 平成二十五年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日九月十日から九月十八日までの九日間は休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、明日九月十日から九月十八日までの九日間は休会することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会二日目は、九月十九日木曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦勞さまでございました。

（散会時間 午前十一時四十五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年九月九日

議長 田 中 敏 弘

議員 中 村 辰 夫

議員 岩 瀬 進